

第4章 参考資料

1. 「なかつがわ男女共同参画プラン」策定経過

年 月 日	内 容
平成 20 年 5月 21 日～ 6月 10 日	男女共同参画に関する職員アンケート ・対象 中津川市全職員（正規職員） ・回収率 36.3%
7月 9 日（水）	第1回男女共同参画プラン策定委員会 ・学習会 「家庭・地域・職場での男女共同参画とは？」 講師 坪井 弥栄子氏（恵那市男女共同参画アドバイザー） ・策定計画説明 ・家庭、地域、職場の3分科会編成
8月 1 日（金）	第2回男女共同参画プラン策定委員会 ・市民アンケート及び事業所アンケートの内容検討
8月 30 日（土）	男女共同参画社会づくり講演会（講師 林家 花丸氏） ・男女共同参画の取り組み状況及びプラン策定の現状報告
8月 21 日～ 9月 5 日	男女共同参画に関する市民アンケート ・対象 市内在住の20歳以上の男女2,000人 ・回収率 39.8%
9月 3 日～ 9月 16 日	男女共同参画に関する事業所アンケート ・対象 市内に所在する事業所のうち500事業所 ・回収率 50.4%
9月 25 日（木）	第3回男女共同参画プラン策定委員会 ・市民アンケート調査結果をもとに、分科会ごとに分析・課題の抽出
10月 15 日（水）	第4回男女共同参画プラン策定委員会 ・事業所アンケート調査結果をもとに、分科会ごとに分析・課題の抽出
11月 14 日（金）	第5回男女共同参画プラン策定委員会 ・課題の整理と具体的な施策の検討
12月 19 日（金）	第6回男女共同参画プラン策定委員会 ・具体的な施策内容の確認

年 月 日	内 容
平成21年 1月22日(木)	第1回男女共同参画社会づくり懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・会長・副会長選出 ・策定計画・プラン骨子の説明 意見交換
1月28日(水)	第7回男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズの決定 ・懇話会意見のプランへの反映 ・プラン素案の検討
2月9日(月)	男女共同参画プラン策定委員会(臨時) <ul style="list-style-type: none"> ・プラン素案の確認
2月13日(金)	第2回男女共同参画社会づくり懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・プラン素案の確認 意見交換
2月20日～ 3月2日	プラン素案のパブリックコメント実施
3月12日(木)	第8回男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・懇話会及び市民からの意見の確認 ・素案最終確認
3月26日(木)	議会へプラン完成報告

2. 「中津川市男女共同参画プラン策定にあたっての

市民アンケート調査」結果報告

◆調査対象・・・中津川市内在住の20歳以上の男女を無作為抽出した2,000人

※平成20年6月末現在人口割合により抽出

人口	中津地区	苗木地区	坂本地区	落合地区	阿木地区	神坂地区	坂下地区	川上地区	加子母地区	付知地区	福岡地区	蛭川地区	山口地区	合計
男	13,592	3,124	6,336	2,051	1,232	407	2,550	476	1,600	3,168	3,505	1,819	933	40,793
女	14,548	3,279	6,503	2,158	1,369	456	2,724	513	1,727	3,415	3,794	1,911	1,038	43,435
計	28,140	6,403	12,839	4,209	2,601	863	5,274	989	3,327	6,583	7,299	3,730	1,971	84,228

割合 33.4% 7.6% 15.2% 5.0% 3.1% 1.0% 6.3% 1.2% 4.0% 7.8% 8.7% 4.4% 2.3% 100%

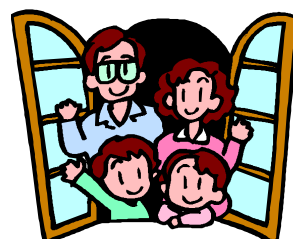
※市民アンケート送付部数一覧

送付部数		中津地区	苗木地区	坂本地区	落合地区	阿木地区	神坂地区	坂下地区	川上地区	加子母地区	付知地区	福岡地区	蛭川地区	山口地区	合計
20代	男	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
	女	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
30代	男	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
	女	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
40代	男	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
	女	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
50代	男	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
	女	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
60代	男	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
	女	61	14	28	9	6	2	11	2	7	14	16	8	4	182
70代	男	30	7	14	4	3	1	5	1	4	7	8	4	2	90
	女	30	7	14	4	3	1	5	1	4	7	8	4	2	90
合計		670	154	308	98	66	22	120	22	78	154	176	88	44	2000

◆調査方法・・・郵送配布・郵送回収

◆調査期間・・・8月21日(木) ～ 9月5日(金)

◆回収結果・・・2,000件発送のうち796件回収(無効9件)
回収率39.8%



3. 「中津川市男女共同参画プラン策定にあたっての 事業所アンケート調査」結果報告

- ◆調査対象・・・中津川市内に所在する事業所から無作為抽出した500事業所
- ◆送付部数・・・社団法人 中津川法人会の協力により法人会登録事業所より抽出

地域	中津川地域	合併町村地域
事業所数	345 事業所	155 事業所

- ◆調査方法・・・郵送配布・郵送回収
- ◆調査期間・・・平成20年9月3日（水）～9月16日（火）
- ◆回収結果・・・500件発送のうち、252件回収（無効1件）
回収率 50.4%



4. 中津川市の協議会等の設置等に関する要綱

平成 10 年 5 月 28 日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市の協議会等（以下「協議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、協議会等を設置する。

(組織)

第3条 協議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

(任期)

第4条 協議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会等に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある

とき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議決事項を審議するため開催する協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。
(以下省略)

別表（一部抜粋）

委員会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市男女共同参画社会づくり懇話会	(1)男女共同参画社会づくりプランの策定と推進に関する事項についての調査及び審議 (2)総合的な女性政策の現況及び課題についての調査及び審議 (3)その他男女共同参画社会づくりの推進に関する事項	2年	20人以内	(1)各種団体の推せんする者 (2)事業所の推せんする者 (3)識見を有する者	企画部 少子化対策課

5. 平成20年度中津川市男女共同参画社会づくり懇話会委員名簿

安保 正弘	東濃地区労働組合協議会
大橋 逸子	中津川市老人クラブ連合会
加地 すみ子	付知レディースサークル
神谷 玲子	民生委員児童委員協議会連合会
○瀬瀬 登美子	元気都市中津川のまちおこし実行委員会
小森 紀子	中津川市健康推進員会
酒井 浩市	中津川市保育園保護者会連合会
◎品川 良三	連合 東濃地域協議会
白木 久裕	中津川市教育委員会
武田 葉子	加子母子育てクラブ「くるりんぱ」
永津 次郎	三菱電機(株)中津川製作所
西尾 千恵子	中津川市人権擁護委員協議会
林 まゆみ	蛭川女性ネットワーク
船戸 秀一	中津川市社会福祉協議会ボランティア団体連絡協議会
古山 美砂	中津川市立幼稚園連合 PTA 評議委員会
洞田 梅子	アグリウーマン中津川
森本 幸恵	福岡女性ネットワーク
安江 里恵子	富士通テン(株)中津川工場
山内 總太郎	やさか地区ひまわりの会
横川 哲	中津川市 PTA 連合会

◎は会長 ○は副会長

五十音順敬称略

6. 男女共同参画プラン策定委員名簿

家庭分科会	職場分科会	地域分科会
青木 美伸	小川 あゆみ	岡田 弘実
伊藤 久美子	小関 智幸	篠原 朋子
太田 尚宏	田島 輝代	柴田 寛史
金森 友子	堀川 雅之	園原 智
中尾 まゆみ	宮嶋 ひとみ	楯 保人
平野 幸世	森 誠	古田 健二
深津 一	吉村 晃一	三尾 佐知子
		宮嶋 穂波

7. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」

という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に

推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

8. 岐阜県男女が平等に人として尊重される

男女平等参画社会づくり条例

(平成 15 年岐阜県条例第 49 号)

前文

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認めあい、男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。



第1章 基本的な考え方など

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

- 一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。
- 二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念するこ

と」などと性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

- 三 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。
- 四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。
- 五 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分

に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

- 2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

（県と市町村との関係）

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

- 2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること（「セクシュアル・ハラスメント」といいます。）を行ってはなりません。

- 2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為（「ドメスティック・バイオレンス」といいます。）などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

- 3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手順をとります。

- 一 県民および事業者その他の団体（以下「県民など」といいます。）の意見を聴くこと。
- 二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

- 3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

（広報など）

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

（教育、学習など）

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

（情報の収集など）

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

（県民などへの支援）

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

（県の審議会などにおける委員の構成）

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

（事業者への協力依頼）

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

（男女共同参画推進サポーター）

第16条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター（以下「サポーター」といいます。）として登録します。

- 2 サポーターは、次の活動を行います。
 - 一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。
 - 二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。
- 3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。
 - 一 その活動に役立つ情報を提供すること。
 - 二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。
- 4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

（男女共同参画推進強調月間）

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

（苦情などに対する対応）

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、

意見および相談（以下「苦情など」といいます。）を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとし、

- 一 男女共同参画を進めるための施策に関すること
 - 二 性別による人権侵害
- 2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとし、

（男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表）

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

（設置）

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会（以下「審議会」といいます。）を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更
- 三 県民などからの苦情などに対する対応
- 四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるすることができます。

（組織）

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

（任期）

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 2 委員は、再任されることができます。

（会長および副会長）

第23条 審議会に、会長および副会長を置きます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

（会議）

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

（特別委員）

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

- 2 特別委員は、知事が任命します。
- 3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

（部会）

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

- 2 部会の委員は、会長が指名します。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

（会長への委任）

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第4章 その他

（委任）

第28条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行します。ただし、第9条第2項（第2号に係る部分に限ります。）、第18条第2項および第3章の規定は、平成16年4月1日から施行します。

9. 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界	日本	岐阜県	中津川市
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議 (北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択			
1996 (平成8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		・社会教育課に女性政策係を新設
1997 (平成9)		・「男女雇用機会均等法」一部改正		・「中津川市男女共同参画社会づくり懇話会」設置
1999 (平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 (P55掲載)	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定	・「なかつがわ男女共同参画プラン」策定
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定		・総合政策部に「男女共同参画室」設置
2001 (平成13)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布、施行		・市長公室に「男女共同参画室」を移設
2002 (平成14)			・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂	・「男女共同参画社会づくりアンケート」実施
2003 (平成15)		・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」制定・施行 (P58掲載)	
2004 (平成16)		・「DV防止法」一部改正	・「岐阜県男女共同参画計画」策定	・「なかつがわ男女共同参画プラン(第2次)」策定
2005 (平成17)	・「北京+10」第49回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・市町村合併により新中津川市誕生 ・企画財務課に男女共同参画係を移設
2006 (平成18)			・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007 (平成19)		・「男女雇用機会均等対策基本計画」策定 ・「DV防止法」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「安心して子どもを育てることができる岐阜県づくり条例」施行	
2008 (平成20)		・「改正男女雇用機会均等法」施行		
2009 (平成21)			・「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定	・「なかつがわ男女共同参画プラン(第3次)」策定 ・少子化対策課に男女共同参画係を移設

なかつがわ男女共同参画プラン（第3次）

平成21年3月

発行・編集 中津川市 企画部 企画財務課
〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
電話 0573-66-1111（代表）

表紙デザイン・挿絵 本間 希代子 [絵描き イラストレーター]